

(お知らせ)

富岡労働基準監督署からの時間外労働等に関する是正勧告書受領について

2023年5月10日

東京電力ホールディングス株式会社
福島第二原子力発電所

当所は、2023年5月9日、富岡労働基準監督署から当所所員10名の時間外労働等に関する是正勧告書を受領いたしました。

本件について、富岡労働基準監督署からは2023年7月14日までに改善措置を求められております。

当所は、本件に関する改善措置を取りまとめ、速やかに報告いたします。

以上

<参考：是正勧告の内容>

- ・労働者10名に係る令和2年5月1日から令和4年12月31日までの時間外労働に対し、2割5分以上の率で計算した割増賃金を支払っていないこと。
- ・特別条項を適用して限度時間を超える労働を行う場合において、所定の手続きを経ることなく、限度時間を超えて労働時間を延長していること。

【本件に関するお問い合わせ】
東京電力ホールディングス株式会社
福島第二原子力発電所 広報部 0240-25-4111 (代表)